

令和4年11月15日発行(毎月1回15日発行)第116号 通算547号 発行所 ©公益社団法人 仙台中法人会
編集 公益事業委員長 喜早 貴大 広報事業小委員長 佐藤 圭一郎 発行人 会長 田中 善一
〒980-0811 仙台市青葉区一番町二丁目3番22号 仙台ビルディング6階 TEL:022-263-0152 FAX:022-261-0488



- ・法人会 令和5年度税制改正提言への挨拶
税制・税務委員長 植松知幸
- ・法人会 令和5年度税制改正提言
- ・やる気が出てくる職場を創ろう
- ・資産づくりの第一歩に、NISA ～投資優遇制度～
- ・中法の知ってグット 百獣画録・宮城伝統野菜
- ・健康情報 2022～23シーズンのインフルエンザは？

- P.1 法人会 令和5年度税制改正提言への挨拶 税制・税務委員長 植松 知幸
- P.2～5 法人会 令和5年度税制改正提言
- P.6～7 フォトニュース (Photo eye)
- P.8～9 やる気が出てくる職場を創ろう
- P.10～11 資産づくりの第一歩にNISA～投資優遇制度～
- P.12 中法の知ってグット 百獣画録・宮城伝統野菜
- P.13 【健康情報】 2022～23シーズンのインフルエンザは？

けやき



●地球は46億年に誕生。人類の起源は約500万年前。人類は火を使い、電気を使い、原子力を使うことを学んだ。46億年を1年に置き換えると、現代人のような人類の登場は、12月31日午後11時57分。人類の歴史は僅か3分間の出来事にしかすぎない。その3分間で便利さと豊かさを追求し享受してきた結果、CO₂排出で地球温暖化を招き、自然が人類に牙を剥くかのように、異常気象や大災害、農水産物に実害を常態的にもたらし続けている。

●政府は脱炭素社会を目指した2050年カーボンニュートラル宣言を2年前に発表し、身近な所では、温室効果ガスを生み出すガソリンを燃料とする自動車の新車販売を2030年に禁止にし、水素や電気といったクリーンエネルギーを燃料とした自動車へと切り替わる。欧米も同年からガソリン車の新車販売の禁止を打ち出した。今、まさに、3分間の人類の歴史の中で、これから大変革が始まろうとしている(S)

公益社団法人東北障がい者芸術支援機構主催
第7回 東北障がい者芸術全国公募展 展覧作品
門脇 秀 作 (宮城県) : 作品名「地表の世界17」

<作品説明>

写真を正方形に移してから、あっといふ間に7作品目になります。

写真はあえて法則性を排除して、ランダムに配置してみました。

方向性に縛られなくなかったからです。

ある程度の成果は出たと思われませんが、踏み出した足をどこに着地させればいいのか分からない心境です。



Message

トップが現状肯定をした時から、その会社の老化が始まる。

経営者というのは絶えざる現状否定論者であるべきです。

(元東ソー会長 山口敏明)

法人会 令和5年度税制改正へ提言！

厳しい経営環境を踏まえ、

中小企業の

活性化に資する税制を！

私たち法人会は令和5年度税制改正において、その実現を望む税制提言をまとめました。

法人会が設立されてから60有余年、毎年欠かさず、私たち中小企業の声を全国から集約し、政府はじめ関係諸官庁に税制改正への提言を続け、これまで多くが実現をみてきています。このことは取りも直さず、自主申告納税制度の下での

健全な納税者団体、公益団体としての真摯で建設的な姿勢での提言であることの証左です。

提言冒頭では、国内総生産（GDP）の2倍以上にまで膨らみ続ける長期債務残高は我が国の将来を制約する国家的課題として、速やかに財政健全化への道を歩む工程表を策定し、財政健全化に取り組むことを強く訴えました。

加えて、我が国は人口減や少子高齢化が最速で進展するという構造的な問題を抱えており、財政健全化への取り組みが急務であるとの危機感を強くしています。

また、2年以上にわたるコロナ対策で財政出動した100兆円に近い財源の借金返済については先進国の多くが債務返済計画とともに実行に移しているように、我が国も早急に具体的方策を策定して実行に取り組むことを強く求めています。

とくに法人会は、赤字国債発行で対応したコロナ対策費は、少なくとも将来世代にツケを回さずに、現役世代で解決すべきであると主張し、対応策として、政府保有株式売却や東日本大震災での復興計画に用いられたように税などを財源とした解決策が望ましいと建設的に提案しました。

一方、我が国は持続可能な社会保障制度も危ぶまれており、その解決のために我が国本来の「中福祉・中

負担」を目指した税財政改革に速やかに取り組み、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立を目指すことを求めています。

さらに、財政健全化の上からも徹底した行政改革も不可欠で、国や地方の取り組みは遅々としており、国民の不満と不信感が高まっております。政府と議会は「隗より始めよ」の精神で自ら身を削るなどの徹底した行政改革に取り組みと強く訴えています。

また、中小企業を取り巻く環境は、2年にも及ぶコロナ禍、そして足元では円安進展やロシアのウクライナ侵攻でエネルギーや原材料価格の上昇なども重なり、極めて厳しい環境の中にあります。

地域経済の支え手でもあり、雇用確保に大きく寄与している中小企業であることを踏まえた上で、我が国経済の土台が揺るがないよう、税財政や金融面から実効性ある対策が必要である

と、強く望みました。

個別の税制提言では、法人税では健全経営に取り組んでいる企業が持てる能力を十分に発揮できるように税制の確立を求め、さらには中小企業に切実な課題である事業承継税制の拡充を求めるとともに、本格的な事業承継税制の創設を提言しています。

消費税では令和5年10月から導入されるインボイス制度への理解が深まっているとは言いがたく、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」を維持するとともに、免税事業者からの仕入れ税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間、維持するよう求めました。

責任ある態度で良識ある姿勢で実現を求めている法人会の税制提言活動に対し、企業納税者の皆様のご理解ご支援を心からお願い申し上げます。

細部に亘る法人会の税制提言は全国法人会総連合HPをぜひご参照下さい。



公社・仙台中法人会
税制・税務委員長
植松 知幸

法人会

令和5年度 税制改正提言

ポストコロナの経済再生と 財政健全化を目指し、 税財政改革の実現を！

法人会は令和5年度税制改正に実現を求める提言をまとめ、今後政府や関係諸官庁に要望活動を展開してまいります。

従来より先進国の中では突出した財政赤字を抱えていたことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大対策として、赤字国債発行による財政出動で、一段と財政赤字は膨らんでいます。

法人会は、ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革を強く求めています。



【第38回全国大会 (10/13)】

紙幅の関係上、抜粋掲載します

1 税・財政改革のあり方

我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の大台を突破した。地方を合わせると長期債務残高は国内総生産（GDP）の2倍以上に達している。

ナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にある時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

具体的には、政府保有株式売却や復興を目的とした付加税などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に、一般会計と区分した特別会計とすることが望ましい。

コロナ禍はまさに国難であり、国民が連帯し幅広く負担することが求められよう。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な構造問題を抱えている。にもかかわらず、歴代政権はこれに真正面から取り組むことを避けてきた。

それが現在の極度に悪化した財政と「中福祉・低負担」といういびつな不均衡を生んだのである。

コロナ対策財源の返済に早く道筋をつけたいうえで、真つ当な税財政改革に着手しないと我が国が目指すべき「中福祉・中負担」と財政の健全化は実現できない。

1. 財政健全化に向けて

我が国経済はコロナウイルスとの共生段階に入り、財政運営は「平時」に戻るようになる。その際、最も重要なのは失われた財政規律の回復である。

未曾有の国難に財政が対応することは当然のことだが、使途が不明確な多額の予備費や膨大な使い残しが生じた予算編成の実態を考えれば、これを検証することが極めて重要なのである。

とくに問題なのは、この歳出の大半が数次にわたる補正予算で編成されたことである。本年4月に取りまとめたロシアのウクライナ侵攻などを背景とする物価上昇対応を中心とした緊急経済対策も補正予算によるものだった。

補正予算は当初予算に比べてより機動的に編成できるメリットがあるが、一方では国民の目が届きにくく、国会でも議論が不足がちになる。このため、政府は往々にして当初予算を抑制気味に編成し補正で歳出を膨らますという傾向が強かった。その手法が批判され補正の規模は縮小されてきたが、今般のコロナ禍により異常な規模で復活し

てしまったのである。財政健全化の目標も後退した印象がある。「骨太の方針2022」では、昨年復活した国と地方のPB（基礎的財政収支）黒字化の目標年限である「2025年度」が再び姿を消したのである。

「これまでの財政健全化目標に取り込む」との表現で間接的に年限を担保しているものの、腰が引けた姿とみられても仕方ないだろう。

本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」では、高い成長率を前提とした場合でも2025年度には5千億円の赤字が残るとしている。しかし、これは新たな税財政改革を想定していない試算である。政府が本気で改革に取り組めば2025年度の黒字化達成は十分に可能といえる。

ただ、新たに留意すべき財政需要としては防衛費がある。「骨太の方針2022」では「5年以内の防衛力抜本強化」が盛り込まれた。ロシアのウクライナ侵攻と覇権主義的動きを強める中国を念頭に置けば、防衛費の大幅増加は避けられまい。財政健全化とどう両立させるのか、岸田政権の手腕が問われよう。

これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。

本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。

(1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなつたわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考

えられる。

すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となつている。

いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題に直面している。

社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、2022年度の約131兆円から190兆円に膨張する見込みである。社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。

現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点

化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

団塊の世代は本年度から後期高齢者入りした。この世代がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が始まったのである。しかし、政府が前述した改革に本気で取り組んでいるとはいえない。

また、社会保障のあり方は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。

医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

本年が2年に一度の改定年にあつた診療報酬では、期待された「本体」（医師の人工費等）引き下げが逆に引き上げとなり、それを「薬価」引き下げでカバーし、全体としては引き下げという従来手法でお茶を濁した。これでは見せかけの改革といわれても仕方あるまい。

コロナ禍で表面化した急性期医療の脆弱さも診療報酬と無関係ではない。診療報酬は不足する感染症などの専門医

を含む病院の勤務医と開業医の医療行為の点数配分が同じであり、激務の分野はどうしても敬遠されがちとされる。都市と地方や診療科によって医師が偏在しているのも報酬の配分に問題があるからといわれる。

さらに、開業地域も診療科にも規制がない我が国独特な自由開業制度がこうした偏在傾向を助長していることに目を向けるべきである。

欧米では何らかの規制を行つており、例えばドイツには開業地域や診療科ごとに医師の定員を設ける人的規制がある。診療報酬が税金と保険料を原資としていることを考えれば、行政が厳しく管理するのは当然ともいえる。

規制すべきところは規制し、緩和すべきところは緩和する。それが真の改革である。今後発生するであろうパンデミックに備えるためにも、抜本的な医療制度改革に取り組む必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(前頁)

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

国民がコロナ禍に苦しんできたなかで、依然として国民感情を逆なですするような政治や行政の問題が続出している。

キャリア官僚による給付金詐欺や国会議員の文書通信交通滞在費問題などである。文通費は一人月額100万円が無条件で支給されてきたもので、世論の批判を受けて日割り制にしたが、使途の透明性が確保されないなど、改革は手盛りの終わったといわざるを得ない。

昨年のデジタル庁、来年4月の「こども家庭庁」など官庁の創設が目立っているが、これについても行革の視点か

ら注文をつけておきたい。

我が国のデジタル化の推進は官民共に重要な課題である。

コロナ禍で表面化した政府と地方間、省庁間、さらに行政と国民の間での意思疎通の欠如や情報共有の混乱なども、デジタル化の立ち遅れが大きな理由といわれている。

こうした問題に対応するには縦割り組織を横ぐしに刺す形のデジタル庁の存在は必要であるが、この組織を機能させるのは容易ではなく政治の強力なリーダーシップが求められる。

「こども家庭庁」も省庁間の縦割りを排し一元的にこどもと家庭の問題を扱うというが、肝心の「幼保一元化」問題には後ろ向きである。また、必要な安定財源の確保策についても明確ではない。

官僚組織は常に肥大化する習性があるといわれる。新官庁が機能せずただ屋上屋を重ねるだけでは大きな政府に道を開くことになる。

国民の厳しいチェックが必要である。

そして、行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済に甚大な打撃を与えたコロナ禍は最悪期を脱し、コロナとの共生段階に入ったとされる。すでに米欧は社会経済活動を本格再開したが、その副作用とロシアのウクライナ侵攻の影響により、エネルギーや原材料を中心とした急激な物価上昇に見舞われ、我が国もその流れに飲み込まれた。

アベノミクスで数少ない成功例といわれる「円安・株高」の構図も、日米金利差による急激な円安が輸入物価の上昇を助長するというデメリットに転じた。しかし、米国と違って景気が低迷する我が国は長期金利を0%程度に抑える政策を転換できないジレンマに陥った。

こうした中で岸田政権は「成長と分配の好循環」という「新しい資本主義」を打ち出し、その具体的政策として「人への投資」や「スタートアップ」「デジタルトランスフォーメーション」「グリーントランスフォーメーション」「グリーントランスフォーメーション」への投資など、社会課題の解決を成長のエンジンに転化する方針を掲げた。

その方向性は是とするもの、従来政策に手を加えただけのものも少なくなく説得力に欠ける印象が強い。アベノミクスで中途半端に終わった農業や医療分野などいわゆる岩盤規制の改革に取り組む姿勢も見られないし、資産所得倍増構想もNISAの活用などでは力不足であろう。積みあがった企業の膨大な内部留保を投資や賃上げ、配当にどう向かわせるかという近年の宿題も残ったままである。

一方、覇権主義的動きを強める中国を念頭に置いた「経済安全保障」を、より前面に打ち出したことは注目に値する。防衛力の抜本強化については財政との関連で触れたが、経済安保は先端技術の流出防止や半導体など戦略物資の供給網強化を目的としている。

ロシアのウクライナ侵攻とこれに伴う対ロシア経済制裁のような事態が、アジアでも生じかねないという強い懸念があるからであろう。米国主導で我が国も主要参加国となったインド太平洋を対象とする緩やかな経済連携を目的としたIPEFも、実態は対中経済

安保である。経済界もこうした国際的パラダイム変化に対応して行かねばなるまい。

指摘したように、我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。

そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。また、政府と自治体はコロナ禍への懸念が再燃するケースも想定し、実効性のある対策を準備しておくことも必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1、600万円程度に引き上げる。

なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となつていくことから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など 経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資 支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求めます。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し**
- 取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業

価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとはいえない。さらに、新型コロナウイルスは

小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Photo Eye

いま、中法人会は

■ 青年部会 家族会

10月2日、秋保の木の家にて青年部会メンバーが家族や友人と共に参加し、快晴のもとで開催された。毎回恒例となっている芋煮やバーベキューの他、子どもたち向けに用意したレクリエーションを通して楽しい時間を共有し、メンバー同士はもとより、家族間の交流も図られた。



青年部会では、家族の理解があつてこそ法人会の活動が活発にできていることに感謝をするとともに、法人会活動への関心や理解に繋げていくことを目的に、今後も継続していききたい事業のひとつとしている。

■ セルフマネジメント力を高めるセミナー

10月4日、東京エレクトロンホール宮城にて開催された。

講師に、(有)マイルストーン代表取締役で、職場のメンタルヘルス専門家の八矢

浩氏を迎え、レジリンスを高め、ストレス対処力を身に付けるポイントが解説された。

レジリンスとは、職場や環境下での逆境やトラブル、強いストレスに直面した時にそこから立ち直る能力、つまり精神的な回復力のことであり、レジリエンスを高めるためには、ネガティブ感情を生み出すクセ（思いこみ）への対処や、ポジティブ感情（喜び、感謝、誇り等）が大切であると述べられた。



また、自尊心を高め、やればできると信じ込む「自己効力感」を向上させるこ

と、苦しい立場になつても支えてくれる人たち（ソーシャルサポーター）の存在も、ストレスに直面したときの回復力に高い効果があると加えた。

■ 決算法人説明会

10月5日、卸町会館にて9月・10月・11月決算の法人を対象に開催された。

説明会の前半では、仙台中税務署の法人課税担当職員より、法人税関係法令の改正概要や、決算業務を行う際の間違いやすい点、注意を要する事項等について説明されるとともに、消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が令和5年10月1日から導入されることに伴い、登録申請の手続き方法等が解説された。

仙台中法人会では、適正な法人税等の申告が行われることを目的として、決算期を迎えた管内の全法人を対象として、今後も中税務署と共催で定期的に説明会

を開催しますのでは是非ご参加ください。



また、YouTubeの「全法連動画チャンネル」でも決算法人用研修動画「これだけは知っておきたい『決算』対策」を公開しておりますので、ご活用ください。

全法連動画チャンネル
決算法人用研修動画
QRコード

■ 第38回 法人会全国大会 千葉大会

10月13日、千葉市の幕張メッセ幕張イベントホールにて3年振りに集合型で開



催され、全国から約1600名が集った。大会宣言では、国家的課題である財政健全化、とりわけコロナ対策費の償還財源や少子高齢化・人口減少への対策や、将来世代へ負担を先送りしないための具体策の策定が重要であると述べられた。

また、コロナ禍に加え、エネルギーや原材料価格の高騰の影響を受け、経営環境の厳しさが増す中、「中小企業の活性化に資する税制」「事業承継税制の抜本的改革」等の「税制改正に関する提言」の実現を求めた。

■ 経理研究会総会 労務セミナー

10月14日、仙台市生涯学習支援センターにて開催された。



講師に、仙台労働基準監督署の伊藤栄樹氏を迎え、労働基準監督署の業務内容や実際に労働基準監督署に寄せられる相談事例について解説された。

また、宮城働き方改革推進支援センターの高橋琢磨氏からは雇用関係助成金の具体的な概要や活用方法について説明された。

続いて行われた意見交換

会では、伊藤氏、高橋氏も加わり、活発な意見が交わされた。

■ パソコンセミナー ネット時代のセキュリティ対策セミナー

10月19日、PARM|C I T Y 131にて開催された。

講師に、(有)ネットシナジの佐々木久夫氏を迎え、世界中で激化し続けているサイバー攻撃や、情報セキュリティの10大脅威、テレワーク時のセキュリティ事故等の事例をもとにセキュリティ強化の必要性について学んだ。

具体的な対策としては、OSやソフトウェアは常に最新の状態にすること、ウイルス対策ソフトを導入すること、パスワード設定は適切に管理すること等が挙げられた。

また、テレワークやWeb会議の際に留意すべき具体策も取り上げ、情報セキュリティに対するリスクマネジメントは、企業にとって重要な経営課題のひとつであると訴えた。

令和5年 仙台中法人会・仙台北法人会合同

新春講演会 賀詞交歓会 (予定)

日時: 令和5年1月25日(水)17時
会場: 江陽グランドホテル5階「鳳凰の間」

◇新春講演会…17:00~18:30
「世界経済の行方 日本復活への道筋」
講師 エコノミスト 門倉 貴史氏

◇賀詞交歓会(予定)…18:40~

会費 [会員] 講演会:無料 交歓会:7,000円
[一般] 講演会:1,000円 交歓会:9,000円

※正式なご案内は来月12月号に同封させていただきます



seminar

相手も自分も笑顔なる

「自分軸」コーチング講座

日時: 令和4年12月8日(木) 9:30~16:30
会場: 野村不動産仙台青葉通ビル富士通(株)6階
講師: コーチング研修社 ドリームフィールド代表 阿部 侑生氏
受講料: 会員1名 4,000円 / 非会員1名 8,000円

seminar

スピードと実行の徹底が会社を変える

変化を生む人と経営

日時: 令和5年1月12日(木) 13:30~16:30
会場: 戦災復興記念館5階会議室
講師: ニュークリエイトマネジメント 代表 長井 三郎氏
受講料: 会員1名 4,000円 / 非会員1名 8,000円

やる気が出てくる

職場を創ろう



経営教育コンサルタント 塩川 昭

私の知人に島田君という人物がいます。島田君は大学卒業後、社員数約800人の中堅どころの洋菓子の製造販売の会社に入社しました。

その会社は島田君が入社した年は、久々に大卒社員は島田君を含めて12名採用しました。

会社側も大きな期待をかけていたようで、入社後1年かけて導入研修の他、製造・流通・販売をそれぞれ一定期間経験させた後、ようやく正式配属するという、かなり金と時間がかかる教育を行ないました。

1年間の研修後、12名の

新入社員はそれぞれ各部署へ配属されていきました。

島田君が配属されたのは都内のデパートの中にある販売店でした。

いきなり店長という肩書きで着任したのですが、実際には何も分からず、サブの女性にいろいろ教えてもらいながら、とりあえず3ヶ月ほどで一通りのことは覚えていったそうです。

島田君は仕事を覚えるまでの間はそれこそ必死に頑張りましたが、一通りできるようになるとなんとなく物足りなくなりました。人間関係は悪くなく、お客様との応対も苦痛という

わけではありませんでした。が、毎日毎日がただなんとなく過ぎていく、そんな思いが頭の中を支配するようになりしました。

島田君は思い切って同期の友人に、「最近、辞めようかと思っている」と打ち明けました。

すると、その友人も「俺もそう思っていた」と言っ

なぜやる気をなくしてしまうのか

意欲を持って仕事をしてきた人がやる気をなくしてしまう原因は、どういふところにあるのでしょうか。前述の事例に登場した島田君の例で考えてみましょう。

①自分の将来の姿が見えず、不安である

島田君の場合、販売店の店長を任せられました。毎日の作業は倉庫から店頭へ品物を運ぶ、お客様が指定した商品を包装する、日報を記入する、といった単純なことへの繰返しでした。

「このまま、ずっとこの仕事をやるのかなあ」と思ったら、だんだんやる気が

たそうです。

かくして2人の再就職活動が始まり、転職先が決まったところで2人そろって退職を申し出ました。

この知らせを聞いた同期の10人もなんとなくソワソワし始め、ついに入社後3年を経ないうちに12人中10名が辞めてしまうという事態になってしまったのです。

②仕事の意義目的・奥の深さがわからない

販売の仕事は大変奥が深く、その気になってやれば、全情熱を懸けて悔いなき仕事のはずです。

しかし島田君の場合、それを説いてくれる人がいませんでした。

だから「こんなのアルバイトでもできる仕事じゃないか」と錯覚してしまっただけです。

③能力に見合った仕事をさせてもらえない

島田君は当時、「なんで毎日毎日単純作業ばかり」と思っていたそうです。

もちろん、これは若気の至りの錯覚に過ぎなかったのですが、実際問題として、入社後しばらく経過して一通り仕事が出来ようになつた社員に一切重要な仕事をさせないとしたら、やる気をなくす大きな原因になることは確かでしょう。

④前向きな提案が受け入れられない
人員が揃っていて、かつ暇な時に店頭に立っているだけでは仕方がないと思い、島田君は「デパートの外商社員に対して売込みを行つたらどうか」「大口の顧客に対して挨拶訪問を行つたらどうか」と上司に提案したのですが、上司からは「外商との折衝は俺の仕事だし、店頭以外での営業は当社にも専任社員がいる」との理由で却下されました。

上司の言い分にも一理ありますが、結果として島田君のやる気をつぶす一因になつたのです。

⑤目標が明確でない

⑥頑張った度合いに応じての評価が明確でない
販売という仕事であれば、

必ず売上目標があるはずで
す。

島田君の会社でも数店舗
を管轄する上司には目標が
あったらしいのですが、店
単位の目標は設定されてい
ませんでした。

それでも島田君は前年の
数字を目標にし、毎月対前
年106%前後を達成して
いたので、自分では頑張っ
ているという自負がありま
した（実際には前年の数字
がかなり低かっただけなの
ですが……）。

上司から「毎月数字を伸
ばしているじゃないか。す
ごいぞ」と一言ってもらえ
れば少しはやる気も出たと
思うのですが、実際にはな
んのコメントもありません
でした。

なお、島田君の会社は社

①経営者の姿勢

組織が大きくなってきた
ら、経営者のリーダーシッ
プだけで引張っていくに
は限界があります。しかし、
制度ばかり充実させてかえ
ってがんじがらめになり、

員が約800人という大き
い部類に入る会社であり、
ルールや会議の仕組み、福
利厚生面もそこそこしっか
りしていました。

しかし前述のような理由
が重なり、不満が積もり積
もって、ついに退職を決意
してしまったのです。

会社が小さい場合は、他
にも、

⑦職場の規律が乱れている、

⑧高い給料をもらっている
人がそれに見合った仕事を
していない、

⑨経営者が会社を私物化し
ている

等、アンフェアがまかり通
ることに我慢できず、やる
気をなくしてしまうことも
多いものです。
上に立つ者は心すべきで
しょう。

社員をやる気にさせる仕組みとは

小さな会社の武器である「小
回り」を効かせられなくな
るのは、本末転倒です。

小さな会社の場合には、
まず経営者の姿勢を正し、
「あの社長（上司）のため
なら頑張れる」という気

にさせることが第一に必要
なのです。

●「この会社をこうしたい」

「君にはこういう仕事を
やってもらいたい」とい
う思いを、事あるごとに
熱っぽく訴える。

●常に社員の幸福を第一に
考える。

●常に経営に一生懸命であ
る。

●会社は自分のものではな
く、皆のものであり、全
員が経営に参画している
んだ、という気持をもつ。

経営者の姿勢としては、
最低限これらが大切です。

②社員の評価

頑張った分だけ評価され
る、というのは社員の大き
な励みになります。

公平な評価を行なうため
にも次のような施策を取り
入れたいものです。

●会社の目標、部門の目標、
個人の目標を明らかにし、
毎月、目標に対する達成
度を社員にフィードバッ
クする。

●人事考課の評価項目を明
確にする。

●人事考課者の評価基準を
明確にする。

●人事考課者の評価基準を
明確にする。

均一にするように、考課
者訓練を行なう。

●人事考課の結果について
は昇給時や賞与支給時に
社員個人にも伝える。

③組織

仕事の分担についての不
満はどこの会社にも存存し
ます。

それらの不満を少しでも
除去するように、次のこと
を行ないたいものです。

●普段から人員の多能化を
はかり、仕事が忙しい時
とヒマな時の応援ができ
るようにする。

●管理者が一人で仕事を抱
え込まず、部下に割り振
り、能力に見合った仕事
をさせる。

●規律を示し、厳守させる
（管理者が模範を示さね
ばならないことは言うま
でもない）。

④社員の参画

人の役に立ったり、自分
も参画している、という気
持ちになると、人は大いに
力を発揮するものです。

この点を利用しない手は
ありません。

●月に一度は職場会議ある

いは全社員会議を実施し、
社員から意見を求める。

●社員からの前向きな提案
を受け入れる。
受け入れられない時でも、
その理由を示し、当の社
員に納得してもらおう。

●会社の方針については朝
礼やミーティングの場で
逐一伝える。

⑤教育・訓練

仕事の面白さ、奥の深さ
というものは一生懸命やっ
ているうちに自然にわかっ
てくるものですが、誰も教
えてくれないから、それが
分らないうちに辞めてし
まうという残念なケースも
あります。

社員に対して教育の場を
提供してあげることが経営
者の大事な義務といえます。

●定期的な社内勉強会・
研修会を実施する。

●同業種の優良企業に頼ん
で見学させてもらう。

●社外のセミナーに派遣す
る。

●上司と部下が定期的に面
接し、個別指導を行なう。

●予め教育予算を確保して
おく。

資産づくりの
第一歩に、

ニisa
NISA
投資優遇制度

将来の生活や夢の実現のために、資産づくりを考えている方は多いでしょう。資産形成のために、より高い利回りが期待できる株式や投資信託への投資も注目されています。

そのような投資による資産形成を助けるために、2014年1月から少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」という制度が設けられています。皆さんも、「NISA」をきっかけに、投資や将来の資産形成を始めてみませんか。

NISA（少額投資非課税制度）は、2014年1月にスタートした、個人投資家のための税制優遇制度です。

投資優遇制度

通常、株式や投資信託などから得られた配当や譲渡益は、所得税や住民税の課税対象（※）となります。NISAは、毎年一定の新規購入分を対象に、その配当や譲渡益を最長5年間、非課税にする制度です。

NISAを利用するためには、証券会社や銀行、郵便局などの金融機関で「NISA口座」を開設する必要があります。NISA口座は、日本国内に住む20歳以上の方なら誰でも、1人につき1口座を開設することができます。

NISA口座を利用して投資を行える期間は、今のところ2014年～2023年までの10年間です。なお、2024年以降、より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、積立

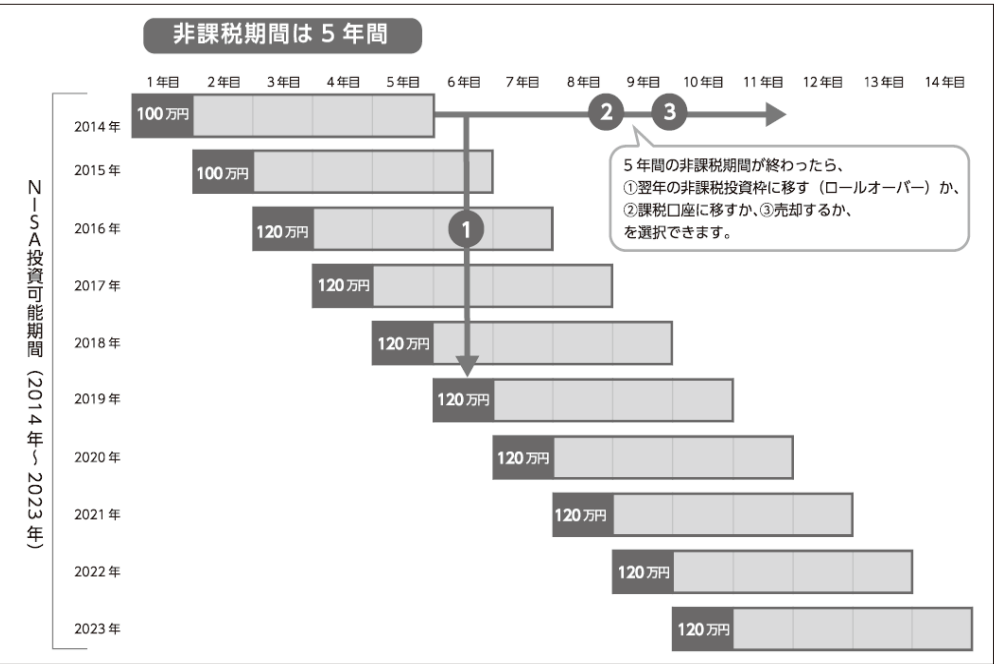
【NISAの概要】

制度対象者	20歳以上の日本国内居住者
非課税対象	上場株式・公募株式投資信託などの配当や譲渡益
非課税投資枠	新規投資額で年間120万円が上限
非課税期間	最長5年間 ※期間終了後、新たな非課税枠への移行による継続保有が可能
投資可能期間	2014年～2023年（10年間） ※2024年～2028年は、新NISA（仮称）に移行
口座開設数	1人につき1口座 ※1年ごとに、金融機関の変更が可能

NISAを利用するには？

NISAを利用するには、銀行や証券会社などの金融

てを行っている場合には別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度に見直されることとなりました。
※所得税…15%、住民税…5%、復興特別所得税…所得税額の2.1%（合計20.315%）



【金融庁「一般NISAの概要」】

機関で専用のNISA口座（非課税口座ともいいます）を開設することが必要です。なお、NISA利用時の注意点は次のとおりです。
1. 開設できる口座は1人につき1口座のみ

NISA口座は、1人につき1口座のみ開設可能（例えば、銀行と証券会社にそれぞれ1口座ずつ開設するのは不可）。
※金融機関を変更した場合には、複数のNISA

A口座を持つことになりませんが、買付けができるのは変更後の金融機関にあるNISA口座だけです。

2. 未使用の非課税枠の翌年繰り越し、売却した非課税枠の再利用は不可
投資を行わなかった年の非課税枠を翌年に繰り越すことはできません。

また、NISA口座で保有中の金融商品を売却しても、その金融商品の購入で費消した非課税枠は再利用できません。

3. すでに保有している上場株式などは対象外
NISA口座は、新たに購入した上場株式・公募株式投資信託などが対象となるため、他の口座（一般口座や特定口座など）で既に保有しているものをそのままNISA口座に移管することはできません。

4. 他の口座との損益通算・損失の繰越控除はできません
NISA口座で生じた売買による損失は、課税される他の口座（一般口座や特

定口座など）の収益との損益通算はできず、損失の繰越控除もできません。

なお、金融機関によつて購入できる商品は異なります（投資信託は証券会社や銀行などほとんどの金融機関で取り扱い可能、株式は証券会社のみ）。

NISA口座を開設する際は、投資したい金融商品を十分に検討し、金融機関を選びましょう。

投資の心構えは？

将来のための資産づくりは大切なことです。

資産づくりの方法（金融商品）には、大きく分けて、預ける「貯蓄」と運用する「投資」があります。

	主な金融商品	内容
貯蓄	預貯金（普通預金、定期預金、財形貯蓄など）	元本・利息確定型
投資	株式、投資信託など	貯蓄よりも積極的に運用してリターンを増やす

※上記のほか、ケガや病気などに備えるための「保険（生命保険・損害保険）」もある

資産づくりのための金融商品といえばかつては預貯金を中心でしたが、近年は株式や債券購入などによる投資も身近になってきています。

しかし、株価や債券価格は変動するリスクがあり、それによる利益・損失（特に元本割れリスク）については、一人ひとりが十分に理解しておく必要があります。

これから投資を考えている方は、次のような心がまえで準備を進めましょう。

1. 自分のライフプランを踏まえ、投資の目的を考える

結婚や住宅購入、子育てや教育、老後といった人生設計において、必要となる資金をシミュレーションしてみましよう。まずは、投資の目的や計画を考えましよう。

2. 「安全性」「流動性」「収益性」という3つの基準で検討

基本的には、収益（リターン）が高い金融商品ほど、リスクも大きくなります。

金融商品を知るための手がかりとして、次の基準があります。

安全性……どのくらい元本が目減り、あるいは予想外の損をする可能性があるか？

流動性……どのくらい自由に換金できるのか？

収益性……どのくらいの運用利益が見込めるか？
原則として、これらすべてが優れている商品は存在しません。

金融商品を選ぶ際には、この3つの基準を踏まえながら各々の長所・短所について正しく理解しておくことが大切です。

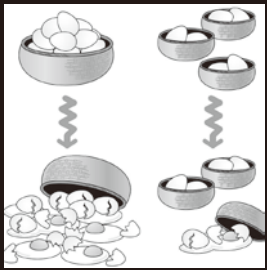
自分が許容できるリスクの範囲を確認し、目的に合った無理のない投資を検討しましょう。

3. 分散して投資
投資のリスクを減らすためには、複数の地域や資産に分散投資するのが有効です。

一つの地域や資産のみに投資を集中した場合、それが値下がりすると、資産全体も減ってしまうためです。

多様な地域や資産をバランスよく保有することで、何か一つに損失が生じてもほかの利益がカバーし、全体のリスクを減らすことにつながります。

卵を一つのカゴに盛るな



イギリスで古くから伝わる投資に関する格言です。これには次のような意味があります。

◆すべての卵を一つのカゴに入れた場合
→カゴがひっくり返ればすべての卵が割れてダメになるおそれ

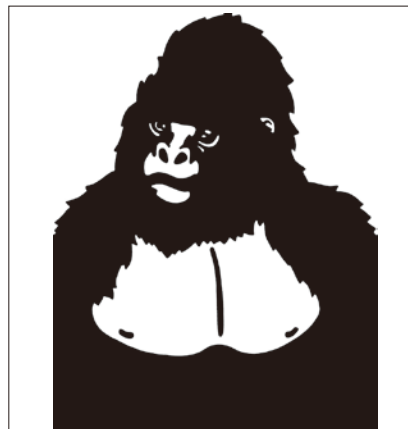
◆3つのカゴを用意して、卵を分けた場合
→一つのカゴがひっくり返っても、残りのカゴは大丈夫
つまり、リスクは分散することによって減らせる、と昔から知られていたことが分かります。



動物アーティスト
シートン 大友

マウンテンゴリラ(霊長目ヒト科)

『誤解された聖者』



皆さんは動物園でゴリラを観たとき、いかにも強そうと思っ
たかもしれません。
確かにゴリラは力が強く、その握力はリンゴを片手で握りつぶせるほどです。
本気を出せば天敵であるヒョウを殺すことも出来るので、ヒョウも大人のゴリラを襲うのはためらうと言われているほどです。

初めて人間がアフリカの奥地でゴリラを発見したとき、その巨体に驚いたことや、映画「キング・コング」でのイメージが浸透していたことも、ゴリラに対する誤解の原因だったのかもかもしれません。
そんなゴリラですが、霊長類の中でも特に知能が高く、静かで穏やかに暮らすことを好む森

の聖者と言える動物なのです。
また、ゴリラは賢く穏やかであるが故にストレスに弱く、動物園では環境の変化などによって精神病になったり、下痢を起したというケースが報告されています。
皆さんも動物園ではゴリラを含め動物達と会うときは無暗に騒いだりしてストレスを与えないよう、是非よろしくお願ひします。

◆作者紹介◆
シートン大友(本名:大友浩二郎)
1993年生まれ。岩沼市在住。
幼い頃から動物を主役とした物語に親しみ影響を受けた。
現在は、動物の骨格や筋肉、行動について研究を続け、制作活動と動物の保護活動など幅広く活躍中。

中法の 知 っ て グ ッ ト



株式会社今庄青果
代表取締役社長 庄子泰浩

旬の食材

冬至の七種(ななくさ)

冬至といえば、南瓜を食べてゆず湯に入る習慣が知られていますが、「冬至の七種(ななくさ)」はご存知でしょうか?

南瓜(なんきん)、人参(にんじん)、蓮根(れんこん)、銀杏(ぎんなん)、金柑(きんかん)、寒天(かんでん)、鰻(うんだん※うどん)・・・これらの「ん」が重なる食材を冬至の七種(ななくさ)といい、冬至の日に食べると運がつく、風邪を引かない、出世すると言われており、「運盛り」といつて一種類ならず複数を食べると更に効果があるそうです!

食材としてはどれも身近なものばかりですが、寒さが厳しくなる冬の時期は、風邪を引いたり、脳卒中を起こすリスクが高くなると言われており、それら



の予防に適した栄養素が多く含まれているのです。
野菜好きの私が健康で、かつ幸運に恵まれているのは、これらの食材のお陰なのかもしれません。

今年の冬至は12月22日です。冬至の七種を食べて栄養をつけ、ゆず湯に入って身体を温め、寒い冬を元気で健康に過ごしましょう。

◆仙台朝市今庄青果◆
〈東四市場店〉
青葉区中央4-13-1
☎21319846
〈朝市場店〉
青葉区中央4-13-18
☎71210356

DR.YOKO's Cafe

体にちょっと優しいお話し

健康づくりで気をつけたいポイントや
病気の予防方法をお伝えします。

今月の
テーマ
2022〜23シーズンの
インフルエンザは？

毎年、夏が終わり秋の気配が強まってくる9月初旬を過ぎると「今年はインフルエンザが流行するのか？」という話題をよく耳にするようになります。今年もインフルエンザに関する報道が増えてきて今シーズンの流行模様も油断できないと感じます。気になるのは新型コロナウイルスとの関連です。他の国の状況を見ると、インフルエンザと新型コロナウイルスが同時に流行してしまう恐れも出てきています。

今月は、新型コロナウイルスの関連やワクチン同時接種についても紹介します。



インフルエンザ

最新の状況

韓国では、インフルエンザが5年ぶりに過去最多となっています。日本のインフルエンザ流行模様を予測する際に必ず参考にすオーストラリアでは、今年5月から感染者数が急増し、A型インフルエンザが流行しています。新型コロナウイルスの感染対策を徹底しているときはインフルエンザも減少していたので、その分抵抗力が落ちている状況にあります。日本国内でもインフルエンザに対しての抵抗力が低下している状況に変わりはありません。これからの時期は発熱などの風邪症状がある場合、風邪かインフルエンザか新型コロナウイルスなのか、様々な可能性を考慮する必要があります。



ワクチン同時接種

毎年、日本国内では10月からインフルエンザの予防接種が始まりますが、気になるのは新型コロナウイルスとの兼ね合いです。現在、日本政府はインフルエンザワクチンと新型コロナウイルスワクチンの同時接種を推奨する方針です。同時に接種しても安全性に問題なく、ワクチンの効果も期待できるとしています。

専門家は「同時に打つことで予期せぬ副反応が起こる可能性は少ない。大事なのは流行が起こる前にどちらの予防接種を済ませておくこと。」と話しています。ワクチンを接種して免疫を得るまでに約2週間かかるので、大流行する前の早い時期に接種しておくことが大切です。



オミクロン株対応

2価ワクチン

最近、オミクロン株対応ワクチンの報道が多くされていますが、実際にどのような効果があるのでしょうか。オミクロン株対応ワクチンの追加接種には、従来のワクチンと比較して、オミクロン株に対する重症化・感染・発症を予防する効果が期待されています。また、異なる2種類の抗原が含まれることにより、多様なウイルスに反応すると考えられます。そのため、今後の変異株に対して有効である可能性が高いことが期待されています。

オミクロン株対応ワクチンはインフルエンザワクチンとの同時接種が可能であり、年末に向けて備えておくことが重要です。



せんだい総合健診クリニック
院長 石垣洋子

報道でもあるように、今年のは新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が懸念され、医療機関でも緊張感を高めています。

日本の冬季インフルエンザを予想するときに南半球のオーストラリアでの状況を参考にしていますが、まさしく今年5月にオーストラリアではインフルエンザの感染者が急増していました。悪寒発熱、全身倦怠感、頭痛など初期症状は見分けもつかないほど同じです。発熱外来がパンクする前に、自衛策としての予防接種をぜひお勧めします。新型コロナウイルスの最新株対応ワクチンも接種可能になっています。本格的な冬が来る前に計画的に予防接種を実施しましょう！

インフルエンザよくある質問

Q. インフルエンザにかかったら、何日外出を控えた方がいいの？

「インフルエンザ発症前日から発症後3日〜7日間」は、のどや鼻からウイルスを排出すると言われています。この期間に外出したり出勤してしまうと周囲にもインフルエンザを広めてしまうことになるので、上記期間を目安に自宅内で療養しましょう。

Q. 去年インフルエンザの予防接種をしたけど、今年も受けたほうがいいの？

インフルエンザには様々な型があります。ワクチンは、そのシーズンに流行するであろうと予測されたウイルスに合わせて製造されます。そのため、年によってワクチンの内容は異なります。前年に受けたワクチンとは異なるため、毎年、その年に合ったワクチンを接種しましょう。

また、予防接種を受ければインフルエンザに絶対にかからないというものではありません。しかし、重症化予防には一定の効果があるとされています。

Q. インフルエンザワクチンの副反応にはどのような症状があるの？

インフルエンザワクチンの場合、以下のような副反応が見られます。

- ・接種を受けた人の10〜20%
接種部位の赤みや腫れ、痛みなど(2〜3日で収束)
- ・接種を受けた人の5〜10%
発熱、頭痛、だるさ、寒気などの全身性の副反応(2〜3日で収束)
- ・接種後早い段階で現れやすい副反応
ショック症状、アナフィラキシー症状(発疹、じんましん、赤み、かゆみ、呼吸困難など)
※接種後30分間〜帰宅後などに上記のような異常があった場合は、かかりつけ医や接種した病院にすぐに連絡しましょう。

SHINKOKAI 医療法人社団進興会
せんだい総合健診クリニック

住所 〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー 4F

TEL 022-221-0066(代表)

URL <https://www.sskclinic.jp/>

記事についてのお問い合わせ ☎022-221-1274

仙台中税務署からのお知らせ

自動計算・自動入力・自宅から確定申告は、とっても便利なのよ！

スマホからおすすめてす！

STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー

対応ブラウザを確認
 iPhoneの方
 Safari
 Androidの方
 Chrome

QRコード
【特定申告書等作成コーナー】※上記以外のブラウザでは対応できず、エラーが発生する可能性があります。対応ブラウザでご利用ください。

STEP 2 送信方法の選択

郵送
 作成する申告書等と提出方法の選択
作成する申告書等を選択してください。
※郵送の場合は、届いた翌日から申告書等の提出期限を過ぎます。郵送の場合は、提出期限を過ぎる前に提出してください。

作成する申告書等の選択

作成方法の選択

作成方法を選択してください。

マイナンバーカード方式

マイナンバーカード方式の画面が表示されます。

マイナンバーカード方式の画面が表示されます。

ID・パスワード方式

ID・パスワード方式の届出済み情報に紐着したID（個人番号）と、パスワード（暗証番号）を入力。

ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

STEP 3 収入・所得金額や控除等の入力

収入等の入力

控除等の入力

STEP 4 申告内容の事前確認・送信

「結果表示・印刷」をクリックし、表示された内容の確定申告書の内容を確認します。

送信する

送信完了

STEP 5 帳票PDFの保存・確認

結果表示・印刷」をクリックし、帳票を表示します。

保存・確認方法の詳細はこちらから

iPhoneの方

Androidの方

NEW !! スマホ申告の便利機能♪

青色申告決算書や収支内訳書がスマホで作成可能に!

給与所得の源泉徴収票をスマホで読み取り!

スマホで撮影するだけで自動入力!

国税に関する御相談・御質問は、気軽にお電話で!

仙台中税務署 TEL022-783-7831 (代表)

音声案内で「1」を選択してください。「電話相談センター」につながります。

※税務署での面接相談御希望の場合は、事前予約が必要です。

